

「岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点事業」

登録人材紹介事業者の新規募集のお知らせ



岐阜県では、岐阜県中小企業総合人材確保センター内に「岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、企業における事業創出力の強化に繋がるような知識又は技能を有するプロフェッショナル人材の県内中小企業等への還流を促進する事業を実施しています。

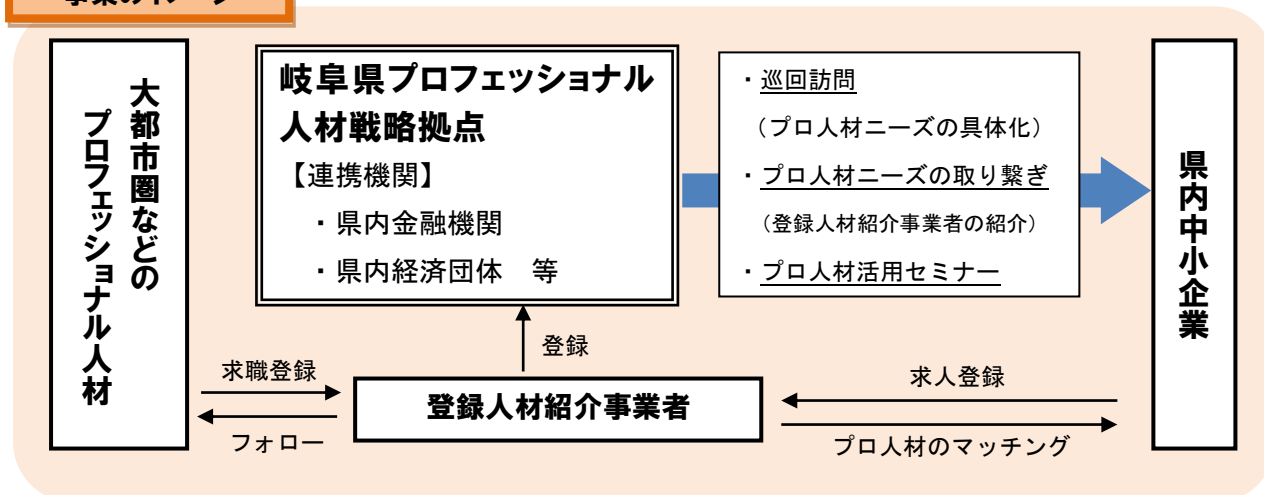
そこで、当拠点と連携し、県内中小企業等に対して、プロフェッショナル人材の有料職業紹介を実施していただける登録人材紹介事業者を募集します。

【事業の概要】

岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点事業では、県内中小企業等における経営革新の実現に向け、企業における事業創出力の強化に繋がるような知識又は技能を有するプロフェッショナル人材※の活用ニーズを掘り起し、県外のプロフェッショナル人材の県内への還流を促進します。

※プロフェッショナル人材とは、新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上など、企業における事業創出力の強化に繋がるような知識又は技能を有しており、具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく人材をいいます。

事業のイメージ



【登録方法】

『「岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点」人材紹介事業者登録要領』に基づき、事前に登録が必要となります。

《登録申請期間》

令和7年4月1日（火）から令和7年4月16日（水）まで（必着）

○申請先・問い合わせ先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県 商工労働部 産業人材課 人材確保係

TEL：058-272-1111（3682） FAX：058-278-2676 E-mail：c11369@pref.gifu.lg.jp

登録の資格、申請方法等

○登録の資格

職業安定法（昭和22年法律第141号。）第30条に規定する有料職業紹介事業者であること。

○登録申請方法

まずは登録後の業務の流れの説明を受けていただくほか、現在行っている業務内容についてのヒアリングを行いますので「岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点」にお電話ください。TEL：058-277-1096

「岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点」でのヒアリングが済み、事業に参画いただけることになりましたら、要領に定める人材紹介事業者登録申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添えて、郵送、持参又はメールにより下記「申請先」に提出してください。

申請期間は、令和7年4月1日（火）～4月16日（水）まで（必着）となっています。
（郵送の場合は、封筒の表に「人材紹介事業者登録申請書在中」と朱書きしてください。）

【添付書類】

- （1）有料職業紹介事業許可証の写し
- （2）事業者の概要が分かるもの
- （3）求職及び求人の申込方法など、業務運営が分かるもの
- （4）人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの
- （5）個人情報の管理に関するもの
- （6）県外在住の人材に関する有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針が分かるもの
- （7）人材の円滑な定着のための取組状況が分かるもの
- （8）その他知事が必要と認める書類

○登録の決定

登録の審査は、原則提出いただいた申請書類等により行います。

審査の結果、登録を決定した場合は、審査結果を申請者に通知します。

○登録の有効期限

登録の有効期限は、当該年度末までとなります。ただし、登録を抹消又は取り消された場合を除きます。

なお、岐阜県が実施する「岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点事業」が継続する間は、更新申請が可能です。

○登録の取消

次のいずれかに該当するに至ったときは、有効期間内であっても登録を取り消す場合があります。

- （1）不正な行為があると知事が認めたとき
- （2）正当な理由がないのに、要領「第5 登録の条件」に違反したとき
- （3）その他、登録人材紹介事業者に適しないと知事が判断したとき

【登録後の業務の流れ等のお問い合わせ先】

〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南 5-14-12 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点

TEL：058-277-1096（直通） FAX：058-278-1148 E-mail：pro-jinzai@jinzai-gifu.jp

【申請先】

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県 商工労働部 産業人材課 人材確保係

TEL：058-272-1111（内線 3682） FAX：058-278-2676 E-mail：o11369@pref.gifu.lg.jp